

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 8 日

公益財団法人長門市文化振興財団
代表理事 大 谷 恒 雄 様

公益財団法人長門市文化振興財団

監事 湯野武男 

監事 宮野修治 

私たちは、令和 7 年 5 月 8 日、ルネッサながと館長室において、長尾専務理事、上田事務局長、植草事務局員立ち会いのもと、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの、令和 6 年度における会計及び業務の監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

1 監査方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手續によって、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、役職員から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手續を用いて、業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿等の記載金額と一致し、財団の収支状況及び財産状態を正しく表示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は、真実であると認める。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事項はないと認める。
- (4) 財団運営については、行政との連携、専門家の活用等を行い、また事業運営については、公共性・採算性に今後とも配慮されたい。